



様式第11号(第16条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

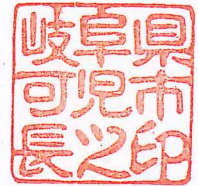
可児市指令環第224号の5

住 所 可児市下恵土一丁目39番地
氏 名 株式会社 橋本
代表取締役 橋本 和彦 様

令和4年2月25日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和4年3月22日

可児市長 富田 成輝



記

1 事業の範囲(取り扱う一般廃棄物の種類)

事業系一般廃棄物及び生活系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥並びに市の収集運搬委託分を除く)の収集、運搬に限る。

2 許可期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

3 許可条件

(1) 許可区域 可児市内全域

(2) 料 金 適正料金とすること。

(3) 処理計画 市の一般廃棄物処理計画に従い収集、運搬すること。

(4) 生活環境の保全上必要な事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令の規定を遵守すること。

(5) 処理事項 収集運搬した一般廃棄物は、可茂衛生施設利用組合の処理場で処分すること。

リサイクルを目的とする廃棄物及び可茂衛生施設利用組合で処理できない一般廃棄物については、適正に処分すること。

(6) その他 毎月の処理状況を、翌月の10日までに、一般廃棄物処理業務報告書(様式第22号)により市長に報告すること。

ごみの減量化及び資源化に努めるとともに、市長の指示に従うこと。

引き続きこの業を行う場合は、許可の有効期間満了1箇月前までに申請すること。